

令和7年3月26(水)午後5時45分～

大阪広域環境施設組合 あべのルシアス 11階 会議室B

環境施設組合事務局長以下、大阪市従業員労働組合執行委員長以下との交渉議事録

【環境施設組合】

給与改定に関しては、令和6年11月28日の交渉において、大阪市と同様に給料表等を令和6年4月1日に遡及して引上げ、期末・勤勉手当についても年間で0.1月分を引き上げる事などを提案し、合意したところである。

以降、その他の要求項目について、引き続き協議を行ってきたところであるが、本日はこれまでの協議内容を踏まえ、「賃金改定要求」に対する回答を行う。

《事務局長から委員長へ回答書を手交》

回答内容については、お配りしている回答書を確認いただきたい。

【労働組合】

市従は昨年9月26日、環境施設組合に対して「2024年賃金改定ならびに年末手当に関する要求」を申し入れて以降、精力的に交渉を重ね、11月28日に行った小委員会交渉で、給与改定及び一時金について確認してきたところである。

ただ今、事務局長より「2024年賃金改定要求」における、残る課題について、この間の交渉・協議を踏まえたものとして、回答が示された。

これまで、環境施設組合に働く市従組合員の賃金ならびに勤務労働条件については、大阪市に準じたものとして取り扱われ、本日出された残る課題についても市労連と大阪市の決着内容を踏まえたものと認識するところである。これまでも申しあげてきたところではあるが、環境施設組合の運営そのものは、大阪市から独立して行っていることや、職員のモチベーションの向上を図る観点からも、大阪市の水準を確保したうえで、独自性と主体性を発揮するよう、再三にわたり市従として指摘を行ってきたところである。

そのうえで、市従として、改めて数点にわたり環境施設組合の認識を質しておく。

まずは、給与水準の改善についてである。2012年の給与制度改革以降、多くの組合員が各級最高号給に滞留し、昇給・昇格もできない状況が続いている。現在の給与制

度そのものが限界に達していることは明らかであり、組合員が果たしている職務や職責と努力を踏まえれば、早急に対応を講じたうえで改善を行うべきとの指摘を、繰り返し行ってきたところである。また、定年年齢の引き上げにより、55歳昇給停止の関係からも、多くの組合員が今まで以上に長期間にわたって、昇格しても昇給が出来ない状況に陥ることとなる。さらには、1級の最高号給で60歳に達して7割水準となった給料月額が、再任用職員の給料月額を下回ることから、現在の給料表構造を改めたうえで、給与制度の改善に向けた抜本的見直しを行うべきであるとの指摘も行ってきたところである。

環境施設組合においても、8号給の号給増設が行われたが、55歳以上の職員には、人事評価で上位区分とならない限り反映されず、それ以外の職員についても、数年後には、再び多くの組合員が最高号給に到達することから、号給の増設は一時的な対策であり、抜本的な解決には繋がらないと認識するところである。そうしたことから、給料表構造と昇給・昇格条件の改善を図ると同時に、55歳昇給停止そのものを見直すなど、環境施設組合として主体的に「総合的な人事・給与制度」を早急に検討し構築するよう、改めて強く求めておく。

次に、技能労務職給料表1級から2級への昇格条件の改善についてである。環境施設組合においても2級班員制度が実施され、一定の進展が図られたものと認識している。しかしながら、新規採用が再開されてきたことを鑑みると、優秀な人財を確保する上でも、2級班員制度における、受験資格を得るための期間については、今後、改善の必要があると認識している。さらに、組合員のモチベーションの維持・向上の為に、期間の短縮だけでなく、資格を得るための基準を見直すなど、組合員にとって「働きがい・やりがい」をもてる給与制度を構築することは、結果として、安定した廃棄物行政の推進と市民生活の向上に繋がるものと考えている。そうしたことから、2級班員制度については、さらなる、昇格条件の改善に向け精力的に検討するとともに、技能職員の果たしている職務・職責を踏まえ各主任を増員するなど、主体的な取り組みを行うよう強く求めておく。

次に、人事評価制度についてであるが、この間、環境施設組合においても相対評価による給与反映が行われてきたところであり、相対化による人事評価制度は、絶対評

価と相対評価結果の乖離が大きく、職員の士気にも大きく影響を及ぼすなど、多くの問題があることから制度そのものを、廃止するよう求めてきたところである。

繰り返しになるが、市従として、公平・公正な人財育成のための制度とは程遠い、相対評価制度そのものの廃止を求める立場に変わりはないが、実施されている以上は、今後も、その改善に向けて継続した交渉・協議を要請するとともに、大阪市に準じるだけではなく人財育成を目的とした評価制度にあらためるべきであり、引き続き改善を行うよう求めておく。そのうえで、環境施設組合として人事評価制度に対する考えを示されたい。

災害時における交通費の自費負担に関しては、迂回通勤による交通費を支給することが示されているが、災害時においては、通常とは異なる様々な状況が起こりうる可能性がある。環境施設組合として、柔軟な対応が図れるよう要請するとともに、課題が生じた場合には改めて整理に向けた対応を行うよう求めておく。

ハラスメントの課題については、職場の人間関係や様々な要因が関連することから、迅速かつ慎重な対応が求められる。職場におけるあらゆるハラスメント対策について、環境施設組合総体として取り組み、働きやすい職場環境の実現に向けた、さらなる改善を求めておく。

また、高齢層職員の働き方については、定年年齢の引き上げにより、組合員の高齢化が一層進むこととなることから、体力的に厳しくなると危惧するところである。環境施設組合に働く技能職員の業務実態を十分に踏まえ、誰もが65歳まで安全で安心して働くことができる職場環境の整備と課題の解決に向け、誠意をもって交渉・協議を行うよう要請しておく。

次に、休暇制度の改正についてである。環境施設組合においては、大阪市に準じ、様々な休暇の改正が行われた。今回の改正にあたっては、多様で柔軟な働き方につながるものと認識するが、誰もが取得しやすい職場環境づくりに取り組むとともに、男性の育児休業等の取得推進も含め、仕事と育児、介護の両立ができる職場環境づくりにも取り組むよう併せて要請しておく。

最後に、人財の確保についてである。

市従は、これまでも指摘を行ってきたが、市民生活に支障を来すことなく、安定した焼却処理体制を構築することはもとより、これまで技能職員が培ってきた技術・技能・知識や経験を継承していく事が重要であると認識している。国内では、少子高齢化に伴う生産人口の減少が社会的な課題となっており、労働人口が減少することを見据えると、人財の確保が重要である。特に、年齢構成の歪さが顕著であることから、職員の採用については、環境施設組合として、独自性と主体性を発揮した上で、今後市民サービスに影響を来さないように、継続した採用を行うよう求めておく。その上で、必要かつ優秀な人財を確保するためにも、より良い賃金・勤務労働条件の構築に努めることが重要であると認識するところであり改めてこれらに対する認識を示されたい。

【環境施設組合】

ただ今、委員長から、いくつかの指摘がされた。

まず、昇給・昇格改善を含めた総合的な人事給与制度の構築について、給料表については、最高号給に滞留する職員の執務意欲の維持向上という点も考慮し、号給の増設を令和6年4月に実施してきたが、引き続き大阪市の動向を注視しながら、必要に応じて協議していく。

次に、技能労務職給料表1級から2級への昇格条件については、令和2年度から現業管理体制の強化を図るため、業務主任を補佐する役割等を担う2級班員を必要に応じて設置しており、当環境施設組合としても、職員の職務意欲の維持・向上を図ることは必要と考えているところであり、昇格制度については、今後も大阪市の動向を見据え、引き続き協議してまいる。

次に、人事評価制度について、相対評価は能力と実績に基づき、頑張った職員に報いることができるものと認識しており、給与反映方法等を工夫することが、職員のやりがいや、ひいては市民サービスの向上につながるものである。今後も大阪市の動向を見据えながら制度の透明性を確保しつつ、必要に応じて協議してまいる。

次に、災害時の交通費支給の課題については、災害時における交通費を通勤手当として事前に支給することは困難な状況であるが、今後も課題が生じた場合には、必要に応じて協議する。

次に、職場におけるハラスメント対策については、引き続き全職員を対象にした職場研修や啓発を通じて職員の意識向上を図るとともに、相談窓口の設置などパワーハラスメント等の防止に向けた相談体制など働きやすい職場環境の整備等に取り組んでまいる。

次に、高齢層職員の働き方については、選択肢の幅を広げるため、定年前再任用短時間勤務や高齢者部分休業などの制度を導入しており、引き続き、安全衛生や健康に配慮しながら安心して働き続けるための職場づくりについて継続して協議する。

次に、休暇制度等については、大阪市と同様に「妊娠障害休暇及びつわり休暇の改正」を実施するとともに、「仕事と生活の両立支援等にかかる勤務労働条件制度の改正」について実施していくので、よろしくお願いします。

今後も大阪市の動向を見据えながら検証を行い、仕事と子育てや介護等の両立がきるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた柔軟な働き方の推進に取り組み、必要に応じて協議していく。

最後に、本環境施設組合の業務は、市民生活と密接に関係する業務で市民の快適な生活環境を確保するためにも、安全かつ安定したごみの処理・処分体制を構築することは必須であり、必要な人財の確保と技能職員の年齢構成の適正化を図るため、令和5年度から計画的に職員採用を実施している。

また、新規採用職員に対しては、複数年かけて様々な知識と経験を習得していくなど、技術や知識の継承、維持、向上が図れるよう研修してまいりたい。

環境施設組合としては、大阪市を始め各構成市と連携を図りながら持続可能で安定した焼却・処理体制の構築を主体的に検討し、市民サービスの低下をきたすことのないよう、職員の勤務労働条件については、引き続き、誠意をもって交渉を行ってまいりたい。

以上である。

【労働組合】

事務局長より、先ほどの指摘に対する認識が示された。

例年、この場において申し上げていることではあるが、組合員の勤務労働条件にかかわる課題については、確定闘争の時期に限らず、通年的に継続した協議を行うこと

が重要であり、課題の解決に向けては、環境施設組合として誠実で誠意ある対応がなければ解決できないものである。

この間も指摘してきたところではあるが、環境施設組合に働く組合員の給与水準は、給与制度改革をはじめ、人件費削減などにより大きく引き下げられ、厳しい生活実態を余儀なくされている。しかしながら、組合員はいかなる厳しい状況にあっても、より質の高い公共サービスを提供するため、各現場で創意工夫を重ね、日夜、業務に励んでおり、環境施設組合で働く職員としての誇りと責任を持ち、円滑で安定した事業運営に努めている。

こうした状況を踏まえ、組合員が「働きがい・やりがい」をもって業務に精励できるよう、環境施設組合として独自性を発揮し主体的に総合的な人事給与制度を構築するよう、市従として、改めて求めておく。

さらに、今後も継続して協議すべき課題の解決に向けては、環境施設組合として真摯な姿勢と誠意ある対応を要請しておく。

最後に、職員の新規採用について、事務局長より、市民の快適な生活環境の確保や、技能職員の年齢構成の適正化を図るためにも、計画的な職員採用実施を行うとの認識が示された。繰り返しになるが、市従としても、職員の採用に関しては、将来にわたって安定した廃棄物行政を担える人財の確保はもとより、市従組合員が培ってきた技術・技能・知識や経験を、後の世代へ継承していくことが、重要であると認識している。今後、より一層の環境保全・資源循環型社会の確立と市民の暮らしを守ることは当然であるとの認識のもと、さらなる人財の確保と安定操業に向け、継続した採用を行うよう環境施設組合として主体性を発揮した対応を求めておく。

その上で、本日晒された「2024年賃金改定要求」に対する回答について、市従が求めてきた経過からすると満足の出来るものとはいえないが、市労連と大阪市における決着内容や、これまでの労使交渉経過を踏まえ一定判断することとし、本日の団体交渉を終了する。

以 上